

1 番 堀江洋子議員

議長（大西慶治君） 通告順 3 番、堀江洋子議員の一般質問を行いますので、堀江洋子議員は質問席へ移動してください。

議長（大西慶治君） それでは、通告順 3 番、堀江洋子議員の発言を許可します。堀江洋子議員。

1 番（堀江洋子君） 日本共産党の堀江洋子でございます。

まず 1 点目に、介護保険法の改正についてお伺いをいたします。改正介護保険法が成立をいたしまして、2012 年 4 月からの施行が迫っています。まず 1 点目にお伺いをいたしますが、法改正により地域支援事業の中に、新たに介護予防・日常生活支援総合事業が創設されるということでございます。事業の概要についてお伺いをいたします。

2 点目に、介護保険の利用者にとっては、2006 年の法改正では、要支援者を介護予防サービス予防給付の対象とし、サービス利用の制限を強めることで給付の抑制を図りましたが、今回はさらに要支援者が介護保険給付から排除されるおそれが強まりました。厚生労働省は給付抑制を意図しております。介護予防・日常生活支援総合事業とは、要支援と介護保険非該当の高齢者を対象とした事業ということでございます。要支援者向けに行われている介護保険の訪問、通所サービスを市町村の判断で介護予防・日常生活支援総合事業に移して、配食や見守りなどと組み合わせて、保険給付の対象外にできるとしたものでありますが、このことは私は介護保険からの給付を削減し、国の負担を減らしていく、こういったことがねらいであると考えますので、その点の見解を求めたいと思います。

また、介護保険料を払わせて要支援と認定をしながらも、支援事業に移して給付対象から外すということは、介護が必要な方たちの権利を奪っていく、そういったことにもなるのではないのかなと考えますので、その点についてもお伺いをいたします。

特別養護老人ホームに入りたくても入れない、こういった待機者は導入後 10

年間において4倍となっている状況にもあります。お年を召したら、高齢になれば、誰でも病気にかかりやすくなりますし、日常生活が大変不便にもなってまいります。状態が軽い方への対策を尽くすということは、こういった重度化を防ぎ、認知症や寝たきりなどを予防することにもなっていくということで、症状が軽いということだけで、保険給付の対象から外して、安上がりの事業に委ねていく、今回の改定というのは介護を予防するうえでも、あべこべの対策ではないかと考えますので、その点についてもお伺いをしたいと思います。

何より大切なのは国庫負担の拡大、ここにあるとも考えます。総合事業を実施するか、否か、これは自治体の判断ということでございます。町はどのような判断をするのか、お伺いをいたします。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） それでは介護保険法の改正につきまして、お答えをいたします。

1点目の介護予防・日常生活支援総合事業の概要についてでございますが、この事業は今年6月の22日に公布されました、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律に基づき、新たに創設されました事業で、現在、町が実施をしております介護予防事業や包括的支援事業など、要介護、要支援状態になることを予防し、地域での自立した日常生活を支援することを目的とした地域支援事業の中に、介護予防・日常生活支援総合事業を新設するものでございます。事業が新設された背景としまして、要支援者に対する生活機能の向上を目的とした介護予防事業や、配食、見守りなどのサービスも含めた生活を支えるための総合的なサービスが提供できていないことや、要支援、要介護状態になる可能性のある二次予防対象者、これ名称変更されまして、以前は特定高齢者と呼ばれておりましたんですが、こういった対象者に対して提供できるサービスが少なく、予防に向けた取り組みが進みにくいことがあげられております。

で、この事業は、介護保険の予防給付であります要支援1、2の対象者への介

介護予防の訪問介護、通所介護などのサービスと、これまで介護保険給付外で行ってこられた地域支援事業の二次予防対象者に対する介護予防事業や、配食、見守りなどのサービスを総合的に実施できることを盛り込んでおきまして、事業の実施は市、町の判断に委ねられております。事業を実施しますと、二次予防対象者は従来の介護予防事業に加え、予防給付サービスのうち、市町が定めるサービスおよび配食、見守りなどのサービスを受けることが可能となり、要支援1、2の対象者は従来どおりの予防給付としてサービスを受けるのか、総合事業としてサービスを受けるのかを、地域包括支援センターによるアセスメントに基づき市町が決定することとしており、市町の裁量に任せられる部分が多い事業となっております。

で、2点目の大台町が、介護予防・日常生活支援総合事業を実施するか否かの判断についてでございますが、1点目の質問で概要についてお答えしましたが、現時点では県における説明会も開催されておらず、サービス提供事業者のことや、国、県の交付金にかかる事業費の上限のあり方など、事業の詳細が明確になっていない状況でございます。

で、このような状況でございますが、現時点での情報では、この事業を実施しますと、要支援1、2の対象者及び二次予防対象者は受けられるサービスの選択肢が広がることとなります。一方、要支援1、2の対象者は、従来どおり予防給付としてサービスを受けるのか、総合事業としてサービスを受けるのかを、地域包括支援センターによるアセスメントに基づき市町が決定することとなっております。要支援者の望まないサービスを提供されることも考えられます。

で、このようなことから、国の動向を注視するとともに、今後、開催が予定されます県の説明会などで具体的な内容を確認していきたいと思っております。いずれにいたしましても、要支援1、2の対象者の現行の介護予防サービスが、低下につながることはないように配慮し、事業実施の有無を検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしまして答弁とさせていただきます。

きます。

で、厚生労働省は今年の秋にですね、同事業に関する基本事項を示したうえで、年度内に事業運営やケアマネジメントなどを、実施する際の参考となる手引きを作成する予定という情報がきておるところでございます。どうぞよろしくお願ひします。

議長（大西慶治君） 堀江洋子議員。

1番（堀江洋子君） 県の、まだ詳細な説明もなく、今後の動静をみていくということで、すぐさまゴーということにはなっていないとは思いますが、その今回の改正の本当に大きな中身というのは、現在、介護保険の制度では要介護認定で要支援1、2と、このように認定をされた場合は、予防給付を受けることとなります。で、予防給付というのは、要支援者に対する保険給付で通所介護や訪問介護など、内容はその要介護者に対する介護給付に準じて行われておりますけれども、今回の法改正の中身を見てみますと、先ほども総合事業を実施するかどうかというのは、市町のそれぞれの判断ということになってきますけれども、それはもう本当に一人ひとりの方を市町が判断をしていく、どうするか、こちらの事業を受けるのかということになっていくと思うんですが、もしこの事業が実施されるとなると、いろいろな問題点がありますので、その点をお伺いをいたしたいと思います。

サービスの質が本当に保たれていくのかという点について、お伺いをいたします。現在、介護保険で行われているその訪問介護、またデイサービスなどは、人員も施設も、そして運営ということも全国の一律の基準というのがありますけど、今回の地域支援事業に組み込まれていく総合事業というものには、そういう一律の基準が適用されません。ということですね、サービスの担い手というのがボランティアなどによる、そういう多様なマンパワーを活用していくんだというふうにされてもおりますけれども、そういったことになってきますと、専門職、これまで本当にヘルパーさんなどは専門職でありましたけれども、そういう専門職

以外の方に任せて、費用をグーンと抑えていく、こういったことも可能になってくるのではないかと思いますので、その点をお伺いをいたしたいと思いますし、見解を求めたいと思います。

安上がりにはやっていこうということが、その質の低下を招くというふうにも考えます。例えばですね、これまで予防給付において訪問介護を受けて、ヘルパーさんの支援で食事づくりをしていた人がですね、総合事業に移った途端に有料の配食サービスを受けるといような形も生まれてくるとも思うんです。こういった質が保たれるのか、そういった心配がありますので伺いたいと思います。

また、利用料につきましても、これが自治体でそれぞれ決めていくことになっていきます。介護保険であれば、利用者負担というのは1割でありますけれども、それぞれ自治体の判断で、それ以上の負担も課していく、こういうことが可能になるわけです。そういったことも含めてですね、この総合事業においては市町村格差、住んでいるところによって全然サービスが違ってくる。必要なサービスが受けられない。このような心配もありますので、その点の見解も求めたいと思います。

でまた、先ほども言いましたけれども、決定権は市町村にあるということでありまして、その総合事業をもし実施をした場合ですね、要支援と認定された人を総合事業に移すかどうかというのは、地域包括支援センターがケアマネジメントして、そして判断をするということで、先ほど町長も答弁をされておりましたけれども、日本共産党の高橋ちづ子議員が、国会で、「利用者はその判断を拒否できるのか」こういうふうに質問をいたしましたところ、答弁はですね、

「ご本人の意思を尊重しつつ、利用者の状態に応じて判断するのが原則」というものでありました。ということはですね、利用者が従来どおり介護保険によるデイサービスなどを望んだところでもですね、尊重はするけれども、最終的には市町村が判断するということになって、こういった場合に不満が出てくるときには、県に1つしかない介護保険の審査会に申し立てをする。こういう方法しかなくな

ってくる。となると、泣き寝入りをするしかないのかな、こういった問題も出てくると思いますので、この点についてもお伺いをいたしたいと思います。

また、財源ということも大きな壁になってくると思うんです。総合事業を行う地域支援事業は、その事業費が介護給付費の3%以内と制限をされています。地域支援事業は要介護認定で、自立とされた人に対する介護予防事業や、ケアマネジメントを実施しておりますけれども、現行の介護給付費の3%以内のままでは、必要なサービス提供が不可能になってくるのではないのかなと考えますので、見解を求めたいと思います。

今後の動向を見て行かれるということではございましたけれども、サービスの低下を招くことは望ましくないというような旨の答えではございましたけれども、こういった問題点いくつかあります。私は町長の立場、町の立場としては、やはりその要支援者への保険給付外しをさせないこと、そして総合事業への拙速な創設というのは避けるという、そういった地域での高齢者を守っていく、こういった日常生活を支えていく、お年寄りの日常生活を、お年寄りの立場にたって支えていく、こういった姿勢が大切だと考えますので、再度答弁を求めるものでございます。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） このいろんな制度ができてくるわけでございますけど、そういうものがですね、本当にその高齢者、あるいは地域のためにですね、いろんな制度として展開されてくるのかというのは、我々しっかり見ていかなあかなという、基本的な思いを持っております。

そういう中で、このサービスの質の低下というようなことをご指摘をいただきました。これはですね、聞くところによりますと、ボランティアなりNPOにさせていこうというような意向もあるようでございます。そうなるとご指摘のようにですね、本当にその質そのもの、あるいは技術的にもですね、どんどんどんどん低下をしていくという懸念、可能性もございます。そういうようなことで、お

金はようけ出さんならんは、サービスの質は落ちるはというふうなことにもなりかねない。一体どういうことなんやなというふうなことにもなっちゃいます。まだ詳しいところはわかっていないにしましてもですね、十分そこら辺は警戒感を持ちながらですね、対応していかないかのやないかなと、そういう思いを持っております。

で、こういったようなことがですね、今はいろんなその支援をするにしても1つの基準がきちとあってですね、その基準に基づいて全国展開での事業が行われておるといふふうなことですけれども、それこそ本当にその地域地域によってですね、取り扱いが全然変わってくるとか、料金も格差が出てくるとか、受けるサービスも違うとかいうようなものも出てくるのやないかという、おっしゃられるように市町村での格差というのかなり出てくるんやないかなと、このように思っております。

で、こういうようなことを考えていくとですね、この大台町に果たしてその総合事業がそぐう、合っているのかどうかということですね。そういったようなこともなかなか、食事の提供にしてもですね、料金の発生も出てくるとか、あつたりなかつたりとかいうようなことになってきてですね、とんでもないことが出てくるんじゃないのかなという、そういう思いも持っております。そういうことで、町に本当にこのマッチングしたような、そういう事業なのかどうかというようなことも含めてですね、しっかり検証もしていく中でですね、本当にお年寄りに良いのかどうかという立場で考えていきたいというふうに思っております。

で、こういった事業を展開するにしましてもですね、3%ということで大体3000万円ぐらいの、今大台町では3000万円ぐらいの事業費になるんだろうと思いますが、これもですね、現在やっておる特定高齢者の運動機能の向上教室とか、あるいは栄養改善教室とか、口腔機能の向上教室とかですね、そういったようなものにも、こう対応はしておるんですけども、これにも費用が要っておる。そしてまた包括的な支援事業もですね、人件費も含めて、もうほとんどその3%

がですね、消えていってしまっておるといふようなことで、こちらの総合事業に回せるというふうな費用は、なかなか難しいのやねえかなというふうに思っております。

そういうようなことで財源としてもですね、厳しい状況にもなってくるだろうと思いますし、この選択を行っていくのはちょっと難しいのやないかなと、そういう思いです。で、こういった二次予防の事業に参加をしている方も26名というふうなことなんですけども、そういう中でもっと行ってはほしいなという気持ちはあるんですけども、なかなか勧誘してもですね、「そちらのほうは行かない」といふようなこともございます。今後そこら辺もしっかりと見ながらですね、やっていきたいなというふうに思っております。

そういうことで、国の財源もそうですけども、利用料についても、そこら辺もですね、その保険の給付から外れていくというふうなことになって、非常に負担も重くなっていくという可能性もありますんで、十分に気をつけて見ていくということで考えているところでございます。どうぞよろしく申し上げます。

議長（大西慶治君） 堀江洋子議員。

1番（堀江洋子君） 2点目の質問に移ります。

三瀬谷ダム管理事務所横の交差点の交通安全対策についてお伺いをいたします。このことはですね、地元の地域の方から、その交差点が危険であるということで、事故もこれまでも起きていることもありましたし、信号も付けてほしいなとか、そういう要望もちょうだいをいたしました。私も現地も見に行かせていただいたわけでありましてけれども、1点目に、まず交通事故の発生状況について、お伺いをいたしたいと思っております。

また、総合計画の前期基本計画の施策の自己評価の18ページにですね、この評価の説明の中には、「各地域から報告を受けた危険箇所等については、各関係機関へ早期改善に向けて働きかけています。町道については交通弱者にも優しい道路づくりを心がけて整備を行います。」このように書かれております。

また、総合計画の後期基本計画の第1次素案をちょうだいをいたしましたけれども、この素案の中に110ページにですけれども、「施策の概要」において「(2)道路の安全性の確認と対策」として、「狭い箇所や見通しの悪い箇所など安全性が懸念される箇所について、大台警察署とともに検証し、必要性、緊急性を勘案しながら通行者に危険が及ぶ箇所の安全性の点検を行い、カーブミラーやガードレール、歩道の設置など必要な措置を講じます」と、こういった素案も示されております。

2点目にお伺いをいたしたいのは、その住民の方からの要望もありましたようにですね、危険な箇所であると思いますので、交通事故防止対策を、これまでも表示をされたり対応を取られているとは思いますが、対策についてお伺いをいたしたいと思います。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） それでは三瀬谷ダム管理事務所横の交差点の交通安全対策について、お答えいたします。

まず1点目の交通事故の発生状況でございますが、まずは、全国的な事故状況を見ますと、死亡された人数は全国的にもエアバックの装備や自動車ボディの衝突時における改良等により、減少をいたしましたものの、事故件数は増加傾向にありまして、依然として厳しい状況でございます。平成22年中に、町内の交差点内で発生をいたしました交通事故件数は19件で、そのうち三瀬谷ダム管理事務所横の交差点で発生をいたしました交通事故件数は、物損が1件、人身が1件の計2件でございました。

本年の町内における交差点内での交通事故発生件数は、8月末現在で11件でございまして、そのうち三瀬谷ダム管理事務所横の交差点では、3月から4月にかけて物損が2件、人身が1件の計3件が発生をしております。その要因は交差点付近の草木が生い茂り、見通しが悪くなっていること、不明確な誘導線により運転を誤る可能性があることなどが考えられます。また町内に同様の見通しの悪

い交差点として、区から2箇所の改善要望が寄せられております。

で、2点目の交通事故の防止対策でございますが、三瀬谷ダム管理事務所横の交差点につきましては警察や県とも協議しながら、交差点中央に交差点であることを示す表示灯、キャッツアイでございますが、これも設置するとともに、見通しの悪いところの除草作業、及び優先道路の明確化を図っていきたいと考えております。

また、改善要望のあります残り2箇所の交差点につきましても、交差点に「注意」等の文字を道路上に表示するなど、早急に改善措置を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたしまして、答弁いたします。

議長（大西慶治君） 堀江洋子議員。

1番（堀江洋子君） 3点目の質問に移ります。

3点目に、就業改善センターの整備についてお伺いをいたします。この就業改善センターの件につきましても、利用されている方から要望がありました。整備ということで要望がございました。その方の要望というのは、2点目に質問をする「洋式トイレにしてほしい。」こういった声だったんですけれども、まず1点目に、就業改善センターの利用状況についてお伺いをいたしたいと思っております。

また、2点目に洋式トイレの設置をということで、先ほども申しましたけれども、このことは利用されている方から、自分が足を悪くして不自由になったということで、和式のトイレが使いなかつたので、ケガをして座れない場合もありますし、障がいを持っている方で車椅子を利用していれば、もちろん本当に就業センターのトイレは使うことができないということで、何とか和式のトイレを洋式にしてほしいんだということで、要望が寄せられました。ということで、洋式のトイレの設置を求めるものでありますけれども、総合計画の前期基本計画の58ページには、3として心身障害者（福祉）ということで、「現状と課題」ということで、「人の援助がないと利用しづらい施設が多くあります。利用者の使い勝手の観点に立って改良をしていく必要があります」という記述もなされてお

まして、59ページには「利用者の観点に立ち、公共施設のバリアフリー度調査を早期に実施し、ユニバーサルデザイン化の推進を図ります」というふうに記述がございまして、前期基本計画の施策の自己評価の10ページにおきましては、評価の説明の中に、「バリアフリー度調査は行うことはできませんでした。公共施設のバリアフリー化は当然なものであるため、利用者の意見を聞きながら、随時に施設の改善を行っています。今後も障がい者や高齢者の意見を聞いて、利用者がより安全で快適な空間が保てるように取り組んでいきます。なお、特別の調査や計画策定については検討します」と、このようにあります。

で、総合計画の後期基本計画の一次素案の72ページには、施策の概要といたしまして、公共施設の利用実態の把握ということで、「施設全体として利用しやすいかどうか、不便なところはどこか、実際に利用する障がい者の声を聞いて、本当に利用しやすい施設へ充実していきます」というふうに、素案でも書かれているわけでありまして、こういった実際の不便であるということも、現地見なくても和式では使えない、利用しづらいということが、現実的に誰もがわかることでもありますし、こういった素案にも示されているようにですね、洋式トイレの設置を求めるものであります。

また3点目に、今後の施設整備についてお伺いをいたしたいと思えます。伺うところによりますと、耐震診断をされて基準を満たしていないということをお伺いしております。ということになれば、耐震補強工事をするのか、建て替えをするのか、こういったふうな考えであるのかということをお伺いをしたいわけですが、第一次の素案ですけれども、素案の101ページにも「避難所、公共施設の耐震化」ということで、(3)避難所、公共施設の耐震化ということで、「指定避難所及び災害時の活動拠点となる公共施設について、耐震化が不足している施設の耐震補強工事、または改築工事を順次進めます」ということで、記述もされております。総合計画の前期基本計画や自己評価説明でもよく似た記述もあったわけですが、現状を見ると洋式トイレの件もそうですけれども、建物全

体も、どういった今後整備をしていくのか、そういったことも含めてですね、今後の施設の整備についてお伺いをいたしたいと思います。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） それでは就業センターの整備につきまして、お答えをいたします。

まず、1点目の利用状況でございますが、踊りや大正琴、それから太極拳など自主グループの利用が多く、平成22年度では73団体、延べ利用者数で9176人、延べ利用日数で292日となっております。多くの町民の皆様が親しまれ、利用されている状況でございます。

で、施設の耐震につきましては、平成21年度に実施をいたしました耐震診断結果では、地震の振動及び衝撃に対して倒壊する危険性がある建物に該当することが判明をいたしました。その結果を踏まえ、早期に耐震補強工事を実施すべく検討いたしましたところ、多額の費用を要することが判明をいたしましたことから、建て替えも視野に入れて検討をいたしました。しかしながら、建て替えにあたりましては、図書館等の他の施設との総合整備などどのように進めるか、またそのための土地の確保や財政面での検討など、整理すべき課題も多く残っております。

こうした中で、近年、耐震補強工事も安価で確実に実施できる工法について、メーカーから提案をいただきましたことから、当面、耐震補強工事とあわせ施設の改修を実施してまいりたいと考えております。なお、その際に、その洋式トイレも設置をさせていただきたいと考えているところでございます。ご理解をお願いし、答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（大西慶治君） 堀江洋子議員。

1番（堀江洋子君） 次の質問に移ります。4点目の質問に移ります。

住宅リフォーム助成制度についてお伺いをいたします。住宅リフォーム助成制度は、住宅など改修するときに地元の業者に工事を発注した場合、自治体が工事

の一部を負担するものであります。建築関連業者の仕事確保と地域経済の活性化などを目的としております。自治体などによっては助成率や上限、工事対象などはそれぞれ異なってもいます。助成額に対して工事総額というので、数倍、数十倍になっていくような経済波及効果も現れているということで、今年の3月議会で詳しくは一般質問を行ったわけでありましてけれども、今回もさらにまた住宅リフォーム助成制度の創設をということで求めたいと思います。

昨年の10月末においては、リフォームの助成制度を実施している自治体は、33都道府県で175自治体ということでしたけれども、今年度実施するのはさらに増えまして40都道府県、330市区町村ということで、2倍近く増えた背景があります。町長はその3月議会で私がリフォームの助成制度の質問をしたときに、答弁をされたわけですが、**「リフォームの事業についても1つの案だなというふうに思っている」**ということで、**「浄化槽の整備についても進んでいないから、もっと促進できるのかなということも、ちょっと思ったりしているんだ」**という答弁もございました。

また、**「検討課題とさせていただきたい」**というふうに答弁をいただいたわけですが、これまで検討していただいている。3月議会から検討をしていただいているのかなとも思いますけれども、3月の答弁の中で、宮古市にしても近江八幡にしても、各地は一応見せていただくようなことで、そういった効果なんかも検証をさせていただく中で、対応できるものがあれば対応をしていく必要があるだろうということで、検討課題とさせていただくということで、**「決して後ろは向いておりません」**ということで、そのことが非常に前へ向いていくことだなというふうに評価をしておりますと、こういうふうに答弁をされたわけですので、前へ向いて進んでいる状況であろうとの想像ではございますけれども、浄化槽の問題にしましても、このリフォームの助成制度を実施をしている愛知県の蒲都市でもですね、リフォームの助成制度を浄化槽の改修、浄化槽の設置に充てているということで、住民の方も**「思い切ってやはりリフォームができて**

良かった」ということで、「本当に助かります」というコメント等もございます。是非ともですね、住宅リフォーム助成制度を町においても創設を求めるものでございますので、答弁を求めたいと思います。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） それでは住宅リフォームの助成制度につきまして、お答えをいたします。本年3月の定例会で一般質問いただきまして、先進地の効果等も検証して検討課題とさせていただきたいということで、答弁をさせていただいたところでございます。

8月に近江八幡市へ視察に行かせました。近江八幡市では、平成15年度の単年度事業として助成制度を創設しましたところ、予想を超える申し込みがありましたことから、その後、要望に応じ断続的に実施しており、平成23年度も実施中とのことでございました。平成21年度から3ケ年で802件の申請があり、助成額は1億6000万円に上がると聞いております。事業実施効果として中小業者の多岐にわたる業種に経済効果を与え、個人消費を促し、一定の経済効果があったと評価しておりました。

しかしながら、制度の問題点として、リフォームにかかる費用については住宅改修の内容がさまざまであることから、リフォームにかかる費用が適正であるかどうかの判断が難しく、業者の見積を信頼せざるを得ないこと、事業所の規模や能力により、特定業者が独占して受注してしまうおそれがあることを、懸念されておりました。

こうした住宅リフォーム助成制度の運用上、問題点があること、また、要望によっては多額の財源を確保しなければならないことなどの課題がございます。また、三重県では従来の木造住宅耐震補強助成制度を本年7月から拡充をしまして、国、県、町の補助金あわせて80万円であったものを県で30万円追加し、総額が110万円にするとともに、木造住宅耐震補強工事と同時にリフォーム工事を行うときは、工事費の3分の1、上限20万円でございますが、これを補助する

制度が創設をされたところであります。町におきましても本年度創設しました家具固定事業を活用していただくよう啓発するとともに、木造住宅の耐震化に力を入れていきたいと思っております。

リフォームに対する助成制度の創設につきましては、この制度が地域経済の活性化につながるものであれば、まずは国、あるいは県が先導的な役割を果たすべきものではないかと考えておりました、今しばらくは国や県の動向を注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしまして答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（大西慶治君） 堀江洋子議員。

1番（堀江洋子君） 立ち止まっているのかなというふうな答弁のような、私氣もします。「後ろは向いてない」とのことではありますけれども、「県や国を見ていく」ということでありますけれども、今年度伊勢市が三重県内で初めて、伊勢市は住宅だけでなく店舗もということで、リフォームの助成制度を始めました。ほかに、県内のおいても朝日町が6月議会で住宅のリフォームの助成制度を制度化されております。補助対象者とか、補助対象工事、補助の額についても、それぞれ町で違ってくると思うんです。朝日町の場合はこの8月1日からの受付開始をされているということで、町において朝日町が第一番目、県内においては朝日町が第一番目に制度を創設したということでもあります。

また、伊勢市に続いて市段階では亀山市が、この9月議会に住宅リフォームの助成制度の条例が提案をされたということになっております。対象の工事などは住宅の倉庫とか、車庫の工事とか、外構工事とか、それとその中で国、県、市のほかの制度の助成金、補助金等の助成補助を受けていないこと、ただし耐震補強工事、介護保険による住宅改修工事は除くというような中身にもなっておりますし、助成金としては一般型工事費、税抜きの100分の10に相当する額、上限10万円、高齢者・障がい者支援型ということで、高齢者・障がい者を持つ世帯については、工事費税抜きの100分の20に相当する額、上限20万円という

ことで、予算額が平成23年度、平成20年10月から平成24年3月ということで、500万円の9月補正をされたということでもあります。平成23、24年、25年度の3カ年で2000万円という計画をされているということです。

私も立ち止まっていないで、県の様子を見ているとか、国がすることだというふうな立場でいるのではなくて、やはり私は、この175自治体で実施されていたリフォームの助成制度が、今年度になって330自治体になったという、こういったことが現れているわけですから、「今、仕事がない」ということで、3月議会でも具体的に私はそれぞれの工務店さん回ったり、大工さんのお話を伺ったりということで、実際の状況をこの場でご紹介もさせていただきました。本当に仕事がないという状況は、町長もよくよくご存じであろうと思いますし、やはりこの町内を元気にしていくということで、リフォームの助成制度を実施すれば、町内にお金が回っていくということで、波及効果は上がってくると思うんです。是非ともですね、朝日町にしても亀山市にしても一歩踏み出したわけですから、立ち止まらずに、こういった事業を創設すべきだと思いますので、再度、見解を求めたいと思います。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） はい、ありがとうございます。

県もですね、この知事選挙がございまして、この知事の意向もあってですね、この住宅耐震補強工事というようなことで出てきたわけでございます。そういう状況、変化もあったわけでございますが、町においてもですね、こういったことも当然、これまではこのリフォームというようなことで非常に、なかなか事業着手していただけたところがなかったわけでございます。

そういうようなこともあってですね、取り組みにくい部分も担当としては感覚的には持っているんだろうというふうに思っておりますが、県のこういった情勢変化がございましたので、こういった変化にどのように、その町民の皆さんが考えていただけるんか。また、この町もですね、全国で330市町村に増加をして

きておるといふうなことで、それなりに波及はしてきているようでもございます。確かに、その経済状況は非常に厳しいということはよくわかっております。ただ、我々としましてはですね、建労の皆さんにもですね、当然、この公共事業の中に入っていただけるような道も開けまして、いろんな形で対応はいただいているところでもございます。

そういうような部分もございまして、このような答弁をしたというようなことでもございますが、もう少しですね、国、あるいは県、こういった全国的な震災というふうな状況もございました。そういう中で、また今度の3次補正等もあるわけなんですけど、そのような動向をですね、もう少し見ていきたいなというふうなこと思っているところでございます。

そういうことの中で、今、私としましてはですね、この総合計画を立てていく中で、この町政懇談会でもお言葉をいただいたんですが、実際に「あれもこれも手を付けていく中でですね、人口も減少していく、高齢化も進んでいく、今そういうふうなことでよろしいんですか」と、「もっと先を見ながらですね、財政状況、あるいは財政バランスというふうなことも考えていかんと、あれもこれもやっておったら、とんでもないことになってきますよ」というようなことで、もう「今の合併後10年したら、そういった特例措置が切れていくんでしょう」と、「切れていくんでしたら、それに対応するようなこと考えてくれるんですか」というふうなことでございました。

そういうことで、財政支出というふうなことについてもですね、非常に厳しい状況で見ていかならん。あれもこれもというふうなことで総花的にですね、取り組んでいきにくい、そういう状況になってきておるといふうなことも背景にはございます。そういうふうなことも踏まえつつですね、どれが必要なのかというふうなことを選択をいたしていきたいと、こう思っております。事業の重要性等々はよく認識をしているところでございます。しっかりと検討はさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（大西慶治君） 堀江洋子議員。

1番（堀江洋子君） 建労のお話も出たわけですけども、松阪市でもやはり住宅リフォームの助成制度を創設してほしいということで、要望も上がって来ている状況です。聞くところによりますと、今月中だと思っておりますが、担当部局と団体の方が勉強会をされるということです。どういう中身かということ、松阪バージョンをつくり上げていきたいような前向きな、本当に、そこからどういうふうに関心をされるのかはわかりませんが、松阪市の姿勢としては松阪バージョンということで、勉強会をともにしていくと、こういった制度が本当に松阪市にとっていいのかということ、まずは勉強するそうです。

で、建労ということですけども、町の建労も松阪支部大台班、宮川班ということになっていると思っております、組織としては。となってくると、松阪市で住宅リフォームの助成制度が創設されたとします。やはりそれは建労の方から見れば、やはり大台町でもそういうリフォームの助成制度があれば、自分たちの仕事も増えてくるんじゃないか、そういうふうに関心されるとも思っております。こういったこともあると思っておりますね。

で、先ほど町長も県の住宅リフォームの助成制度のお話をされましたけれども、県のリフォームの助成制度は耐震診断をして、耐震補強工事をしたうえでないと、リフォームの助成制度は使えない。私が言っているのは、それは県の制度として利用される方は利用していただければいいと思います。私は町として、このトイレを直したい、お風呂場直したい、玄関の周り直したい、畳を入れ替えしたい、こういうふうに関心している方がですね、たくさんいると思っておりますよね。町内の業者もたくさんあると思っております。で、町としてはどうやっていくかという姿勢が私は大切だと思いますので、県は県のリフォームの助成制度であると思っておりますので、ちょっと町長も必要性は分かっているとは思いますが、そういう松阪市の情勢であったり、県のリフォームの助成制度とはまた違うという立場で、私は再度見解を求めたいと思います。

議長（大西慶治君） 町長。

町長（尾上武義君） その耐震補強工事とですね、セットでなけりゃならんのか、あるいはそのリフォームだけでいいのかと、いろんなその高齢者の住宅の改善とか改良とか、いろいろ介護保険の関係とかいろいろありますけども、そういったような整理は、まだ私のほうではしてありません。

そういったようなことも含めながらですね、今後、引き続き検討はしていきたいというふうに思っておるんですが、その必要性そのものについてはですね、私も一定の理解はしております。で、先ほど申し上げましたように、いつまでもダラダラとこの制度を持っておるということじゃなしにですね、ある程度年限を区切った中で、3年なら3年というようなことの中でですね、やるのであればそういうようなことになってくるんだろうと思いますが、そういうような範囲の中でですね、どこまでいけるのか、またどのような仕組みにするのかというふうなことはですね、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

それがですね、24年度予算に出てくるのかどうかということ、またこの段階ではっきり言えませんが、その点はお許しをいただく中でですね、県のほうとか国の3次補正とか、いろんなものの流れがございますので、そこら辺も見せていただきたいなと、こう思っているところでございます。3月にも「後ろを見ていない」というふうなことで申し上げたんですが、そういうような方向で考えていきますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。

議長（大西慶治君） 堀江洋子議員の一般質問が終了しました。